

令和3年7月1日

各支給認定保護者の皆様

小規模保育園ゆめのみ  
園長 古賀利郎  
( 公 印 省 略 )

令和2年度における施設型給付費の額に係る法定代理受領の通知について

令和2年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定こどもの公定価格の額（別紙参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

(参考) 「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和2年度の実績を御報告するものです。（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

み子第406号  
令和3年6月30日

小規模保育園 ゆめのみ 施設長 様

みやき町長 岡 毅  
( 公 印 省 略 )

令和2年度の公定価格の額について

貴施設における令和2年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

【各月ごとの年齢別の公定価格の額】

単位：円

	乳児		1・2歳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	234,920	231,430	155,690	152,200
5月	234,920	231,430	155,690	152,200
6月	233,860	230,370	154,630	151,140
7月	233,860	230,370	154,630	151,140
8月	233,420	229,930	154,190	150,700
9月	233,420	229,930	154,190	150,700
10月	233,420	229,930	154,190	150,700
11月	233,420	229,930	154,190	150,700
12月	233,420	229,930	154,190	150,700
1月	233,420	229,930	154,190	150,700
2月	230,450	226,960	152,340	148,850
3月	230,450	226,960	152,340	148,850

※施設型給付費については、保護者に対する個人給付としての性質をしていますが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法律に基づき町から施設に対し直接支払いが行われます。（法定代理受領）